同条第四項中「老齢厚生年金（」の下に「厚生労働大臣が支給するものであつて、」を加え、「（老齢厚生年金」を「（厚生年金保険法による老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。以下この条において「老齢厚生年金」という。）」に改め、「及び厚生年金保険法第四十四条の三第一項」の下に「又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法（平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。以下同じ。）第四十四条の三第一項」を加え、同条第五項中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「第十二条の三の二（私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合」を「第十二条の三の二（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項の規定を適用する場合」に改め、同条第六項中「厚生年金保険法附則第十三条の四第一項の規定による」の下に「老齢厚生年金の」を加え、「同法附則第十三条の四第一項の規定による支給繰上げの請求」を「当該請求」に改める。

第十六条の二第一項各号列記以外の部分中「厚生年金保険法」を「特別支給の老齢厚生年金（厚生年金保険法」に改め、「による老齢厚生年金」の下に「（厚生労働大臣が支給するものに限る。）」を加え、「（以下「特別支給の老齢厚生年金」という。）」を「をいう。以下同じ。」に改め、同項第三号中「老齢厚生年金（」の下に「厚生労働大臣が支給するものに限る。）」を加え、同条第二項第八号中「第四十四条の三第一項」の下に「又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項」を加え、同条第四項第二号中「特別支給の老齢厚生年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に、同項第四号中「公的年金給付等」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、「当該給付」を「当該公的年金給付等」に改め、同条第六項中「第四十四条の三第一項」の下に「又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項」を加え、「同法」を「厚生年金保険法」に改める。

第十六条の四第二項第一号中「老齢厚生年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同条第五項中「第一項の申出」を「第一項の請求」に改め、「第四十四条の三第一項」の下に「又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項」を加える。

第十六条の五の二第一項中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の三の二の規定を適用する場合」に、「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第四十四条の三第一項」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改める。

第十六条の六第一項中「若しくは第二十条第一項」を「、第二十条第一項若しくは第二十条の二第一項」に、「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「私立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する例による平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の七の三第一項の規定を適用する場合」に、「地方公務員等共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前地共済法」に改める。

第十七条第二項第二号中「老齢基礎年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号及び第四号中「給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加え、同条第三項中「第三十八条第二項」の下に「又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第三十八条第二項」を加え、同条第四項中「第一項の届出」を「第一項の申請」に、「平成八年改正法第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後国家公務員共済法」という。）」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に、「同法」を「平成十三年統合法」に改める。

第十七条の二第二項中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、同項第二号中「厚生年金保険法又は」を「厚生年金保険法による年金たる保険給付（厚生労働大臣が支給するものに限る。）又は」に改める。

第十七条の二の二第三項中「国家公務員共済組合法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改める。

第十七条の二の三第二項第一号中「老齢基礎年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

第十七条の四各号列記以外の部分中「第一号を除く」を「厚生年金保険法による老齢厚生年金（厚生労働大臣が支給するものに限る。）を除く。第三号において同じ」に改め、同条第三号中「（第一号を除く。）」を削る。

第十七条の七第二項第二号中「老齢基礎年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が支給する年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている老齢基礎年金に係るものを除く。）」を加え、同条第三項中「第三十八条第一項」の下に「若しくはなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前厚生年金保険法第三十八条第一項」を加え、同条第四項中「改正後国家公務員共済法」を「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」に改め、「附則第五十条第一項の届書」の下に「の提出」を加える。

第十七条の八第一項第三号を次のように改める。

三　削除

第十七条の八第二項第二号中「老齢基礎年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

第十七条の九第二項第二号中「老齢基礎年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号中「書類」の下に「（厚生労働大臣が支給する年金たる給付を受けていることにより支給が停止されている老齢基礎年金に係るものを除く。）」を加える。

第十七条の十第二項第一号中「特別支給の老齢厚生年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

5　老齢基礎年金の受給権者が同時に厚生年金保険法第二条の五第一項第二号から第四号までに定める者が支給する同法による老齢厚生年金（以下「第二号等老齢厚生年金」という。）の受給権を有する場合において、厚生労働大臣が法第百八条第二項の規定により同項に規定する事項について必要な書類を閲覧し、又は資料の提供を受けることにより当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等老齢厚生年金に係る同項の届出に相当する行為を行つた事実を確認したときは、同項の届出を行つたものとみなす。

第二十条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　老齢基礎年金の受給権者が同時に第二号等老齢厚生年金の受給権を有する場合において、厚生労働大臣が法第百八条第二項の規定により同項に規定する事項について必要な書類を閲覧し、又は資料の提供を受けることにより当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等老齢厚生年金に係る同項の届出に相当する行為を行つた事実を確認したときは、同項の届出を行つたものとみなす。